

## 【第4号議案】 地域公共交通確保維持改善事業（国補助）について

### ・ 地域内フィーダー系統補助について

あやめバス（全系統）と川東コミュニティバス（一部系統）は標記補助（運行費支援）対象となっています。補助を受けるためには、補助に係る生活交通確保維持改善計画を作成し、地域公共交通活性化協議会で承認を経た上で、年度ごとに国へ提出することが要綱で定められています

フィーダー：支流、支線を意味する

地域内フィーダー系統：バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワーク（市町村間を結ぶバス路線等）と接続し、支線として運行している地域公共交通のこと

○対象期間 10月1日から次年度9月30日まで（バス事業年度）

- 主な要件
- ・ 補助対象地域間幹線系統に接続するもの（バス停の近接、共有など）
  - ・ 経常赤字が見込まれるもの
  - ・ 新たに運行または公的支援を開始するもの
  - ・ 前年度補助金の交付をうけたもの
  - ・ 乗車人員が1人／1運行以上であるもの

- 交付の流れ
- <運行前> ①計画の申請（協議会→国）  
②内定額の通知（国→協議会→事業者）
- <運行後> ③交付申請（事業者→国）  
④交付決定及び額の確定通知、交付（国→事業者）

### 1 新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成29年度～31年度）（案）

○申請系統数 18系統（あやめバス7系統、川東コミュニティバス11系統）

○対象期間 平成28年10月1日から平成29年9月30日まで

○交付時期 平成29年秋以降

○認定申請額 10,444千円（上限額）

○計画書本文、時刻表、系統図

\* その他の添付書類（「表1」「表2」「表5」）等、詳細な内容については事務局にご一任いただきますようお願いいたします

## 2 補助額の推移

(単位：千円)

バス事業年度	当市上限額	計画申請額 6月頃	内定額 9月頃	交付申請額 次年度11月頃
平成27年度 (H26.10.1~H27.9.30)	16,731	16,731	16,731	16,730
平成28年度 (H27.10.1~H28.9.30)	13,592	13,592	13,592	—
平成29年度 (H28.10.1~H29.9.30)	10,444	<u>10,444</u>	—	—

\*上限額が年々引き下げられているため、補助額は減少しています

## 3 要綱に定める軽微な変更の取扱いについて

- 今後策定される確保維持改善計画について、補助要綱等に定める「軽微な変更」に該当する場合は、協議会の開催をしなくとも「協議会の議論を経たもの」として取り扱いたい

「地域公共交通確保維持改善事業実施要領2.(1)④イ。」抜粋

### イ.確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画又は地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（以下「陸上交通確保維持改善計画」という。）の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意を得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、協議会を開催しなくとも交付要綱第9条1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- 各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- 各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。

# 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成 28 年〇月〇日  
新発田市地域公共交通活性化協議会  
会長 下妻 勇

<b>0. 生活交通確保維持改善計画の名称</b>
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 29 年度～31 年度）
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<p>新発田市は、新潟市から東へ約30mの越後平野北部に位置し、居住地域は人口集中地区である市中心部と、中心部を取り囲むように広がる郊外の地域に分かれている。市中心部には県立総合病院、大型商業施設、高校・短期大学校・大学等の拠点施設が立地するなど、県北部の中心都市となる機能を有しており、各地域・近隣市町から市中心部へ向かう移動ニーズがある。都市間を結ぶ鉄道（JR東日本）、各地域と市中心部を結ぶ路線バス（新潟交通観光バス等）が主要な公共交通となっており、ネットワークが市中心部（JR新発田駅等）で結節している。</p> <p>このうち、あやめ（市街地循環）バスは、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。利用ニーズや鉄道・路線バスとの接続を図るため継続的に見直しを実施しており、直近では平成27年4月に一部見直しを実施した。川東コミュニティバスは、川東地区と市中心部を結び、地域住民の日常生活を支える役割とともに、小学校及び中学校への通学手段としての役割を担っている。地域との協働により運行されており、通学及び利用ニーズに対応するため、4月と11月に見直しを実施している。あやめバス及び川東コミュニティバスは、JR新発田駅で鉄道や路線バスと結節し、地域住民、近隣市町の利用者にとって欠かせない移動手段となっており、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない
<b>（1）事業の目標</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・あやめバス<ul style="list-style-type: none"><li>①年間利用者数 9.2 万人以上</li><li>②年間収支率 30%以上</li></ul></li><li>・川東コミュニティバス<ul style="list-style-type: none"><li>①1 日当たり利用者数 180 人以上</li><li>②1 日当たり運賃収入 24,600 円以上</li></ul></li></ul>
<b>（2）事業の効果</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・各地域から市街地各施設への移動利便性向上</li><li>・中心市街地の公共交通空白地域の改善</li><li>・自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手段の確保</li><li>・中心市街地の活性化</li></ul>

**3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

① 予定している時刻表・運行予定期間

- 時刻表 別紙1（あやめバス）及び別紙2（川東コミュニティバス）のとおり
- 運行予定期間 平成28年10月1日～（あやめバス及び川東コミュニティバス）

② 運行事業者決定の経緯

- ・当該事業者は、長年に渡り当地域の公共交通に携わってきた実績があり、地域住民に広く親しまれている。また、当市に営業所を設置していることから、公共交通網や地域事情に精通しており、不測の事態への迅速な対応、円滑な運行が期待できる。
- ・当該事業者は、平成18年11月からのあやめ（市街地循環）バス運行、及び、平成26年4月からの川東コミュニティバス運行の実績があり、いずれの期間も適切な運行を行っている。
- ・川東地区の見直しにおいては、地域NPO法人による運行、デマンド交通、貸切バス等の方法を検討した結果、当該事業者にコミュニティバス運行を委託することを地域関係者で組織する川東地区自治連合会が決定した。

③ 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明

- ・あやめバス及び川東コミュニティバスは、事業者との協議により他路線との競合に配慮しているとともに、JR新発田駅を交通結節点として他の公共交通との乗り継ぎに配慮したダイヤ設定等を行うなど、既存交通や地域間交通との整合性が図られている。

**4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

**5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称**

新潟交通観光バス株式会社

**6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない**

**7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない**

**8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない**

**9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

**10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない**

<b>1 1. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
(1) 事業の目標	
(2) 事業の効果	
<b>1 2. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表 6 及び表 7 又は表 8 及び表 9）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
<b>1 3. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
<b>1 4. 協議会の開催状況と主な議論</b> ※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年 5 月 27 日</li> <li>・平成 24 年 2 月 14 日</li> <li>・平成 24 年 5 月 31 日</li> <li>・平成 25 年 5 月 31 日</li> <li>・平成 25 年 11 月 7 日</li> <li>・平成 26 年 2 月 18 日</li> <li>・平成 26 年 6 月 24 日</li> <li>・平成 27 年 2 月 17 日</li> <li>・平成 27 年 6 月 5 日</li> <li>・平成 28 年 2 月 17 日</li> <li>・平成 28 年 4 月 13 日</li> <li>・平成 28 年 4 月 22 日</li> <li>・平成 28 年 5 月 26 日</li> </ul>	<p>事業内容、費用負担、計画全般について協議し、合意を得た。</p> <p>市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>あやめバス、川東地区の見直しについて協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更、地域協働推進事業計画について合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得られた。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得た。</p> <p>都市計画道路「島潟荒町線」供用開始に伴う運行区間の変更について合意を得た。</p> <p>地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得た。</p> <p>事業内容、費用負担、地域内フィーダー系統確保維持計画、要綱に定める軽微な変更の取り扱いについて協議し、合意を得た。（予定）</p>

## 15. 利用者等の意見の反映

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、NPO法人七葉及び川東地区自治連合会から委員に加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、平成25年1月から事務局職員が定期的にあやめバスに乗り、利用実態調査や利用者の聞き取り調査を行うなどにより、利用所ニーズを把握し、見直しの基礎資料としている。

川東コミュニティバスについては、路線の再編、定額運賃化など運行に係る全ての見直しを地域主体となって進めた。運行後においても、地域内に設置されている川東地区自治会連合会等にて、利用者等の意見を取りまとめ課題等の検討を継続的に行っている。

## 16. 協議会メンバーの構成員

※再編特例の適用を受ける場合は、記入を要しない

関係都道府県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市区町村	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中央町4-10-4

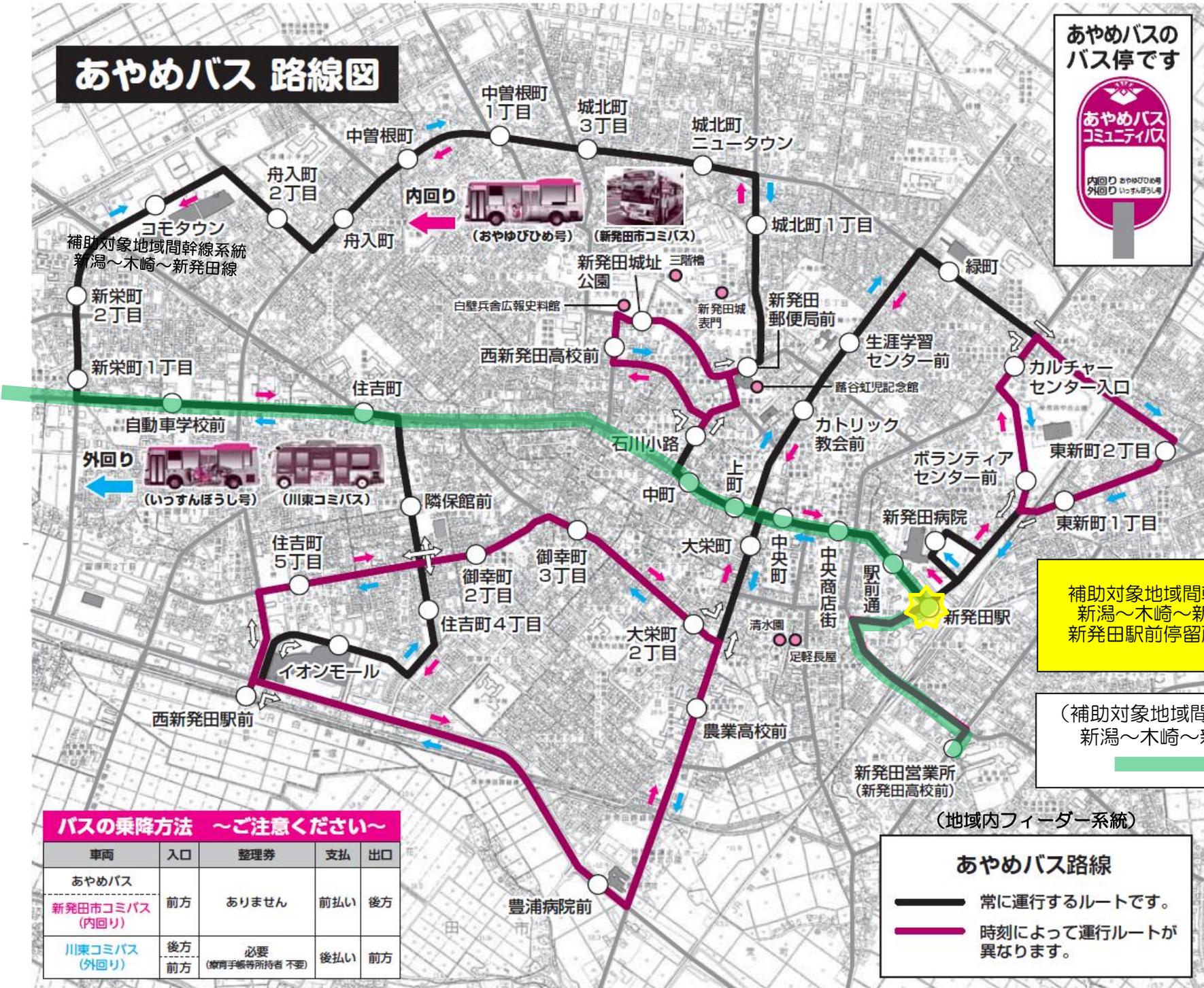
(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 斎藤 正太郎

(電 話) 0254-22-3101 (内線 1442)

(e-mail) [machizukuri@city.shibata.lg.jp](mailto:machizukuri@city.shibata.lg.jp)

# あやめバス 路線図



補助対象地域間幹線系統  
新潟～木崎～新発田線  
新発田駅前停留所と近接

(補助対象地域間幹線系統)  
新潟～木崎～新発田線

(地域内フィーダー系統)

**あやめバス路線**

- 黒線 常に運行するルートです。
- 赤線 時刻によって運行ルートが異なります。

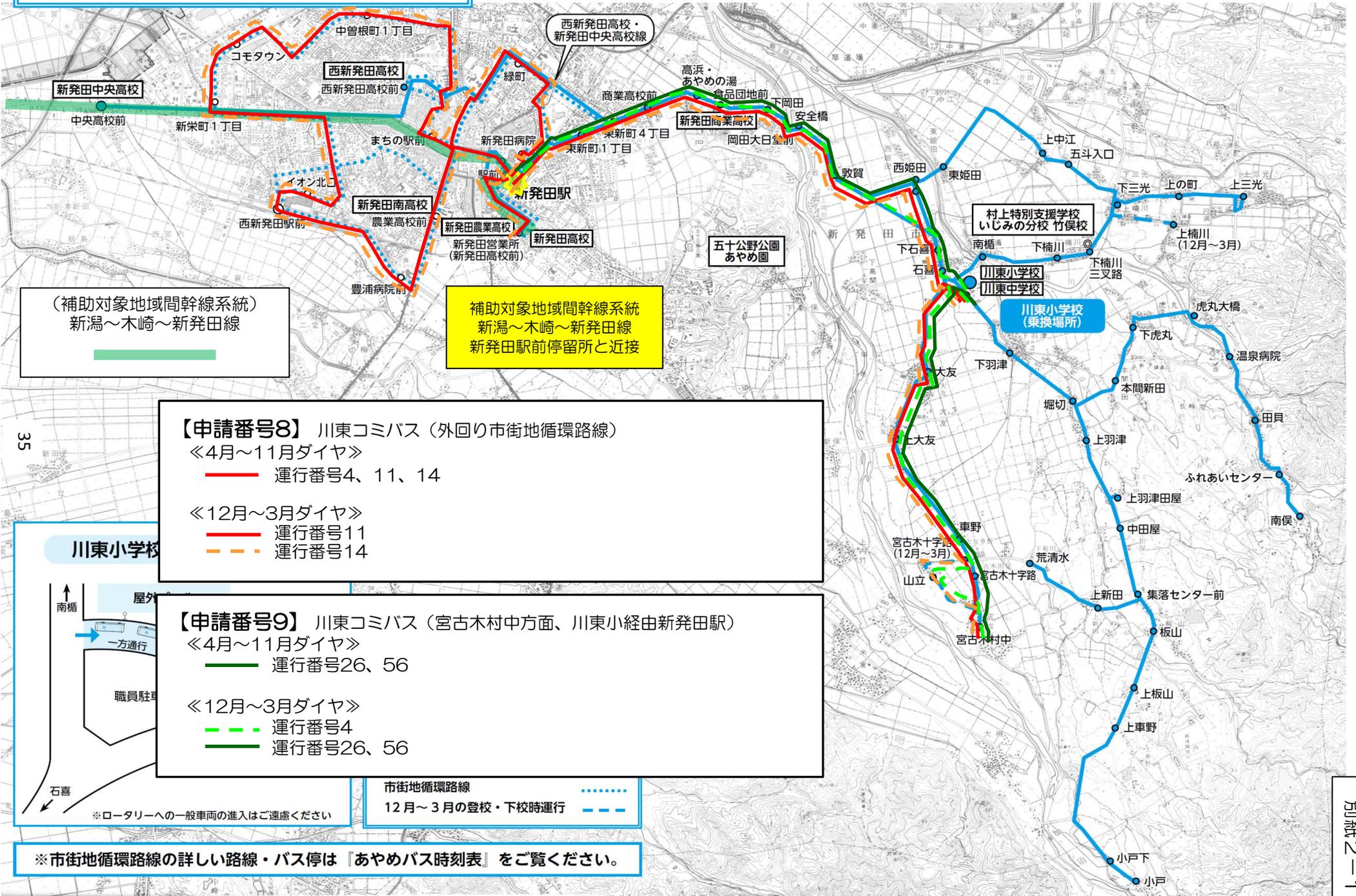
## バスの乗降方法 ~ご注意ください~

車両	入口	整理券	支払	出口
あやめバス				
新発田市コミバス (内回り)	前方	ありません	前払い	後方
川東コミバス (外回り)	後方 前方	必要 (障害手帳等所持者 不要)	後払い	前方



# 川東コミュニティバス 路線図

平成 27 年 4 月 1 日～



(補助対象地域間幹線系統)  
新湊～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統  
新湊～木崎～新発田線  
新発田駅前停留所と近接

**【申請番号8】 川東コミバス (外回り市街地循環路線)**  
 ≪4月～11月ダイヤ≫  
 運行番号4、11、14  
 ≪12月～3月ダイヤ≫  
 運行番号11  
 運行番号14

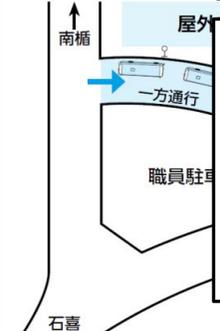
**【申請番号9】 川東コミバス (宮古木村中方面、川東小経由新発田駅)**  
 ≪4月～11月ダイヤ≫  
 運行番号26、56  
 ≪12月～3月ダイヤ≫  
 運行番号4  
 運行番号26、56

市街地循環路線  
12月～3月の登校・下校時運行

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

35

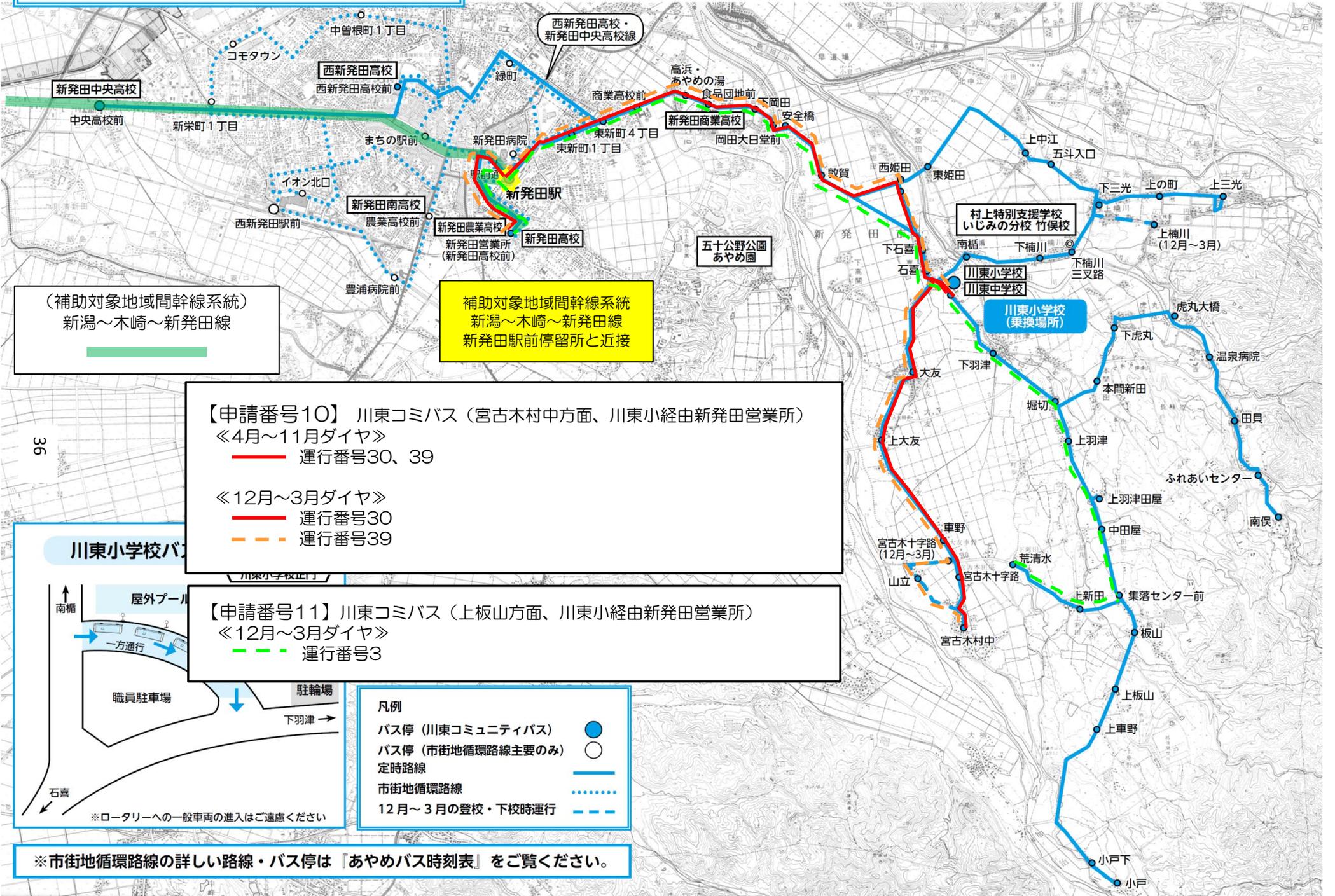
川東小学校



※ロータリーへの一般車両の進入はご遠慮ください

# 川東コミュニティバス 路線図

平成 27 年 4 月 1 日～



(補助対象地域間幹線系統)  
新潟～木崎～新発田線

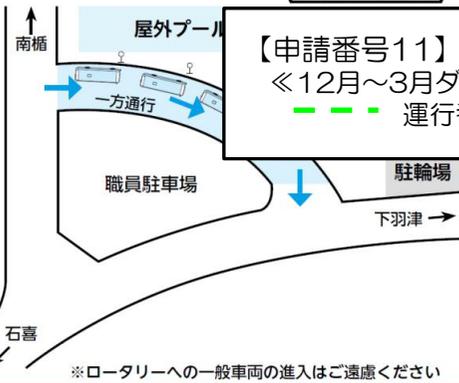
補助対象地域間幹線系統  
新潟～木崎～新発田線  
新発田駅前停留所と近接

【申請番号10】川東コミバス（宮古木村中方面、川東小経由新発田営業所）  
《4月～11月ダイヤ》  
— 運行番号30、39

《12月～3月ダイヤ》  
— 運行番号30  
- - 運行番号39

【申請番号11】川東コミバス（上板山方面、川東小経由新発田営業所）  
《12月～3月ダイヤ》  
- - 運行番号3

## 川東小学校バス

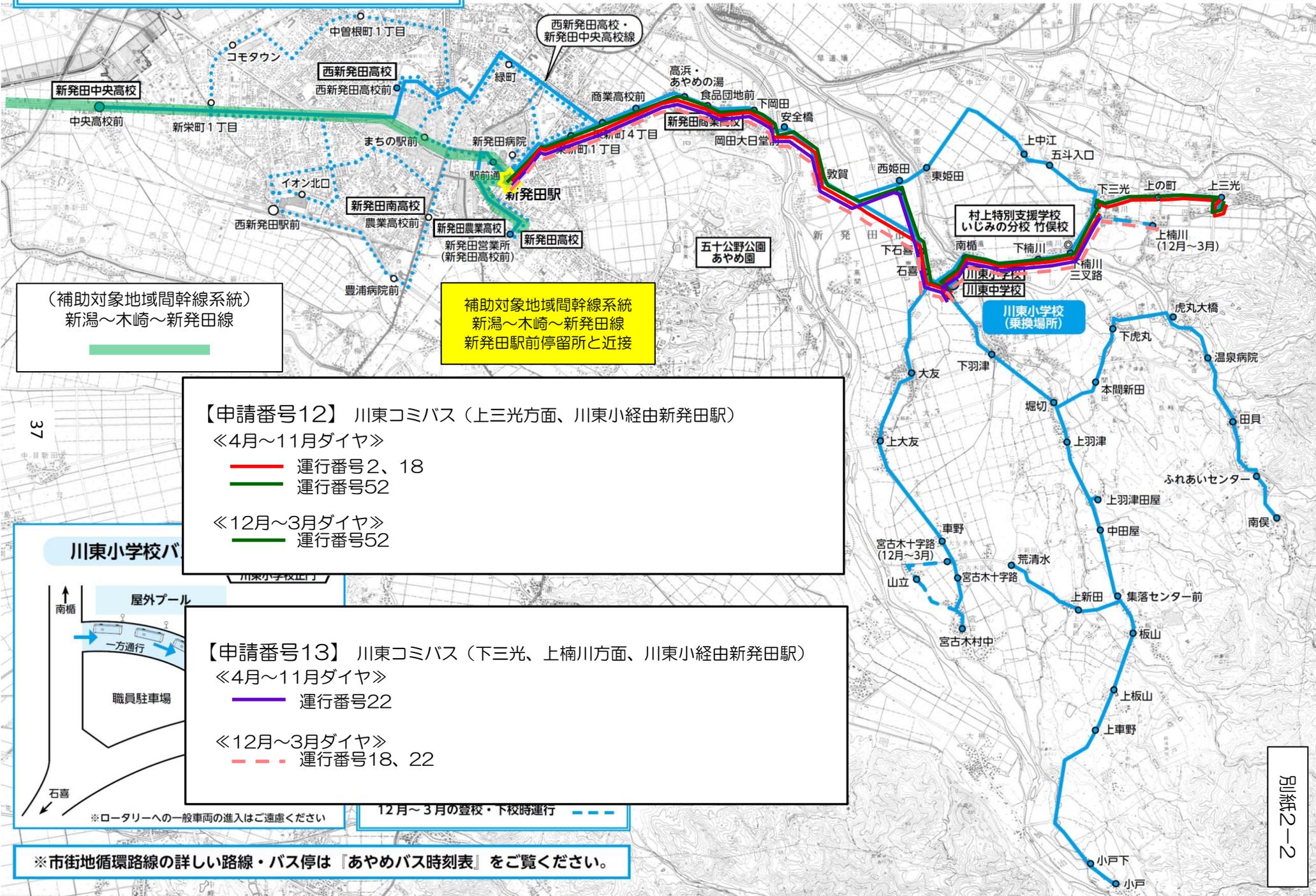


- 凡例
- バス停（川東コミュニティバス） ●
  - バス停（市街地循環路線主要のみ） ○
  - 定時路線 —
  - 市街地循環路線 ……
  - 12月～3月の登校・下校時運行 - -

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

# 川東コミュニティバス 路線図

平成 27 年 4 月 1 日～

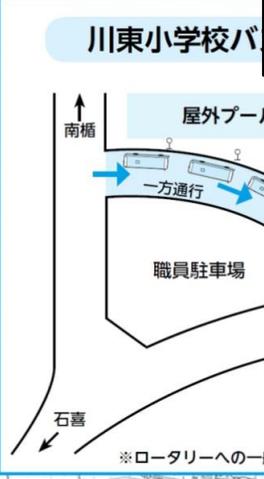


(補助対象地域間幹線系統)  
新湊～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統  
新湊～木崎～新発田線  
新発田駅前停留所と近接

【申請番号12】 川東コミバス（上三光方面、川東小経由新発田駅）  
 ≪4月～11月ダイヤ≫  
 運行番号 2、18  
 運行番号 52  
 ≪12月～3月ダイヤ≫  
 運行番号 52

【申請番号13】 川東コミバス（下三光、上楠川方面、川東小経由新発田駅）  
 ≪4月～11月ダイヤ≫  
 運行番号 22  
 ≪12月～3月ダイヤ≫  
 運行番号 18、22



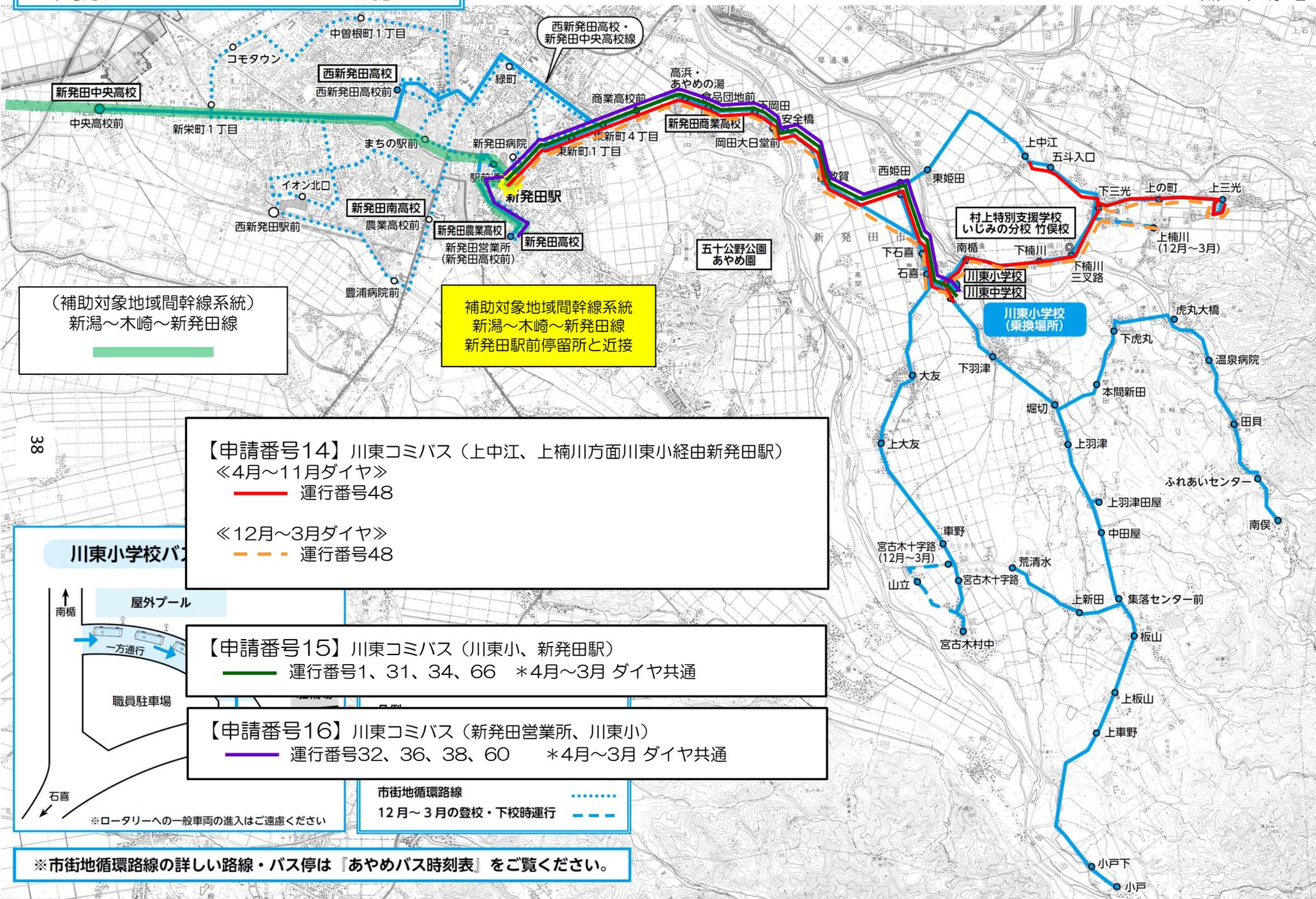
12月～3月の登校・下校時運行

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

別紙2-2

# 川東コミュニティバス 路線図

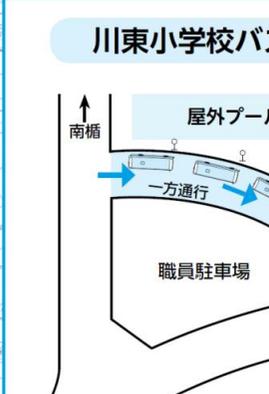
平成 27 年 4 月 1 日～



(補助対象地域間幹線系統)  
新湊～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統  
新湊～木崎～新発田線  
新発田駅前停留所と近接

【申請番号14】川東コミバス（上中江、上楠川方面川東小経由新発田駅）  
 ≪4月～11月ダイヤ≫  
 運行番号48  
 ≪12月～3月ダイヤ≫  
 運行番号48



【申請番号15】川東コミバス（川東小、新発田駅）  
 運行番号1、31、34、66 \*4月～3月 ダイヤ共通

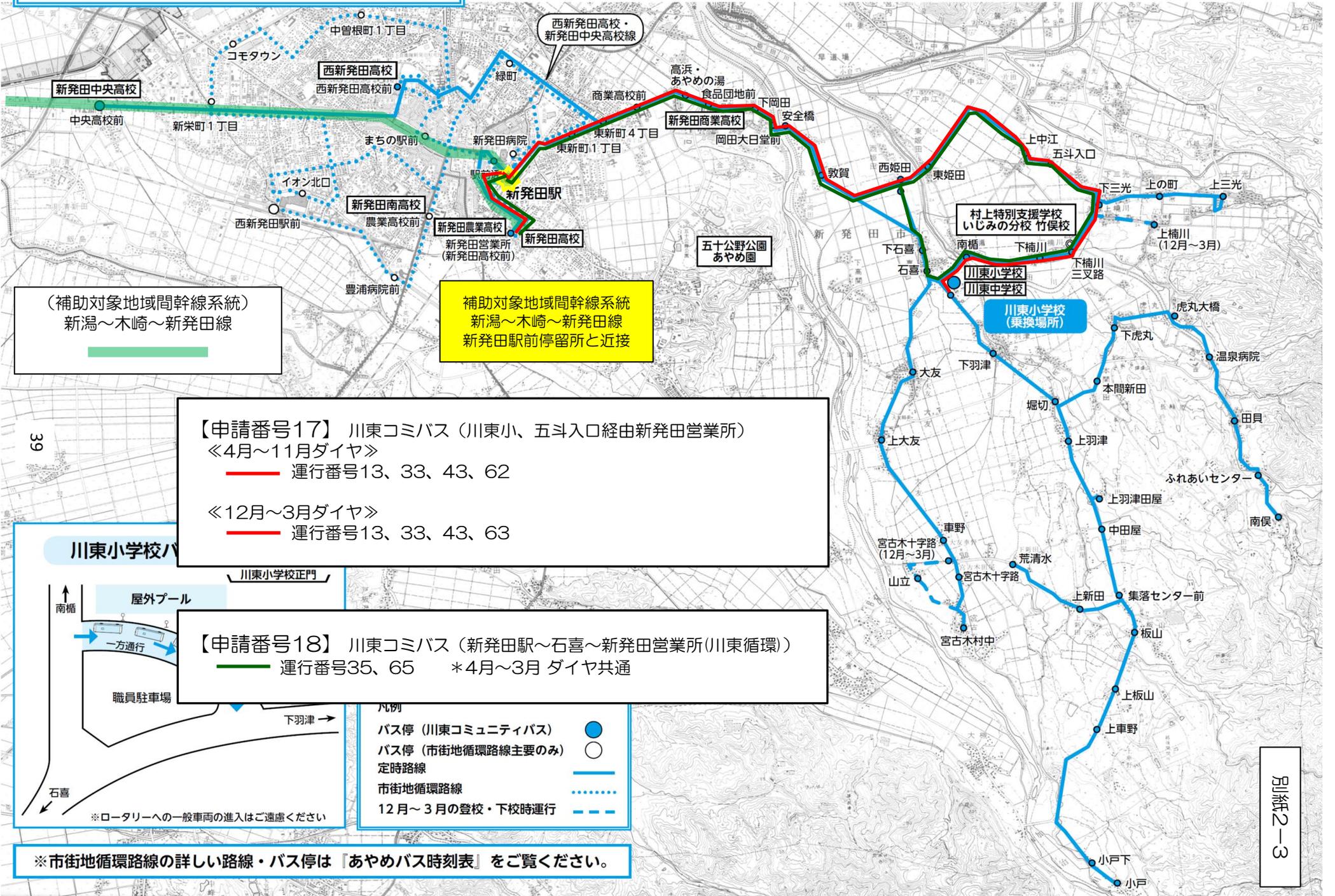
【申請番号16】川東コミバス（新発田営業所、川東小）  
 運行番号32、36、38、60 \*4月～3月 ダイヤ共通

市街地循環路線  
 12月～3月の登校・下校時運行

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。

# 川東コミュニティバス 路線図

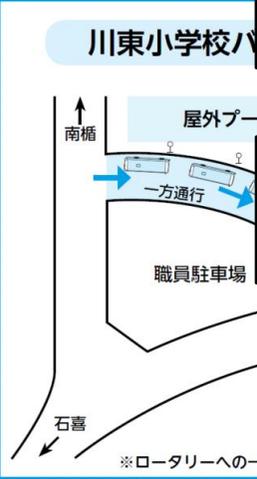
平成 27 年 4 月 1 日～



(補助対象地域間幹線系統)  
新潟～木崎～新発田線

補助対象地域間幹線系統  
新潟～木崎～新発田線  
新発田駅前停留所と近接

【申請番号17】川東コミバス (川東小、五斗入口経由新発田営業所)  
 ≪4月～11月ダイヤ≫  
 運行番号13、33、43、62  
 ≪12月～3月ダイヤ≫  
 運行番号13、33、43、63



【申請番号18】川東コミバス (新発田駅～石喜～新発田営業所(川東循環))  
 運行番号35、65 \*4月～3月 ダイヤ共通

- 凡例
- バス停 (川東コミュニティバス) ●
  - バス停 (市街地循環路線主要のみ) ○
  - 定時路線 —
  - 市街地循環路線 ..... (dotted line)
  - 12月～3月の登校・下校時運行 - - - (dashed line)

※市街地循環路線の詳しい路線・バス停は『あやめバス時刻表』をご覧ください。